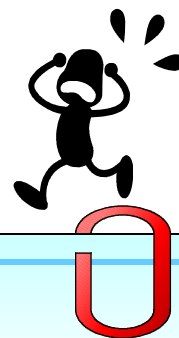


緊急やむを得ない場合の駐車許可申請について

緊急に駐車せざるを得ない状況が発生！！
でも駐車禁止規制があって駐車できない！！など
こんな時は駐車許可申請ができます。



緊急やむを得ない場合とは…

緊急性

- 直ちに対応しなければ目的を達し得ない場合
- 被害が拡大(拡散)するおそれがある場合
- 第三者等に被害が及ぶおそれがある場合

必要性

- 人の生命、身体に関わる場合
 - 社会慣習上または業務遂行上やむを得ない場合
- どちらも有ることが必要です。

「緊急やむを得ないと認められるもの」については、各警察署長が審査し、公益性や公共性を考慮の上で判断します。

具 体 例

- 緊急の訪問看護等(カテーテルのトラブルの対応等)
- 緊急の訪問介護等(転倒し緊急に介護が必要な場合等)
- 緊急出産への助産師の立会
- 国または地方公共団体の緊急用務
(精神障害者の粗暴事案等への対応、児童虐待事案への対応等)
- 交通事故、故障等により車両を直ちに移動できない場合
など

どういう手続が必要なの？



電話で、駐車する場所を管轄する警察署に、次の内容を連絡してください。

- 1 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請であることを告げる
- 2 駐車の原因
- 3 申請者の住所・氏名・連絡先
- 4 駐車の日時
- 5 駐車の方法
- 6 駐車する車両の種類・登録番号
- 8 車両の責任者(申請者ではない場合)



内容を審査し、問題がなければ電話で許可します。
駐車の際に必要な許可番号や留意事項を説明します。



A4判程度の大きさの用紙に、次の事項を記載して車両の前面(ダッシュボード上)に掲示して駐車してください。

- 1 申請した警察署名
- 2 許可番号
- 3 駐車場所
- 4 運転者の連絡先
- 5 許可日
- 6 申請を受理した警察署の担当者名

○○警察署

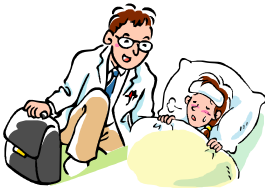
No.○○

○○町○番地○先

090-1234-1234

平成○○年○月○日

取扱者 ○○○○



駐車終了後は、駐車する際に掲示した用紙を警察署に提出するとともに、緊急やむを得ない駐車であった理由を口頭又は資料により説明してください。



次のような駐車は、駐車許可を得ていても違反となります。
注意して駐車して下さい。

- ・ 停車及び駐車を禁止する場所における停車及び駐車
- ・ 所定の方法によって駐車した場合、その車両の右側道路上に3.5m以上の余地がなくなる場所での駐車
- ・ 駐車の方法に従わない駐車(右側駐車・歩道駐車等)
- ・ 車庫代わりの駐車、長時間の駐車
- ・ 法定の駐車禁止場所



ご不明な点は警察署交通課へお問い合わせください。

